

令和6年12月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 議会 令和6年12月20日（金）
午前9時00分～

2. 出席者：
農業委員（13名）

野村会長 川畑委員 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 東委員 今井委員
山田（定）委員 山田（兼）委員 村山委員 皆吉委員 榮委員

欠席者

三島委員 田浦委員 久富委員 亘委員

推進委員（7名）
山田（隆）委員 早川委員 川間委員 里村委員 平委員 前田委員 大江委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第53号 農地転用計画変更に関する承認について
議案第54号 農地法第3条の規定による許可について
議案第55号 農地法第5条の規定による許可について
議案第56号 農地法第5条の規定による許可について
議案第57号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について
議案第58号 農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について
議案第59号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
議案第60号 農家台帳のみなしの取り扱いについて

4. 報告

（1）合意解約に関する報告について

5. その他

（1）PDF（LINE）を使用した総会の開催について

（2）次期総会について

日時：令和7年1月23日（木）午前9時～

場所：和泊町議会議場（役場2階）

議案提出締切日：1月15日（水）午後5時まで

議案発送日：1月20日（月）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希
事務局主査 先山 照子 制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。

本日の出席人数は 13 名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。

それではただいまより令和 6 年 12 月期和泊町農業委員会定例会を開催します。はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

おはようございます。先月の農業祭に呼ばれてから今日までその他の会議には呼ばれませんでした。以上です。

それでは始めたいと思います。議事録署名委員を指名します。皆吉委員，村山委員と私でいきたいと思います。よろしいですか。

それでは議事に入ります。議案の 53 号。農用地利用計画変更に関する承認について。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条による農地利用計画変更についての申し出を受理したので次の通り審議を求める。

説明をお願いします。

○先山主査

はい。それでは説明いたします。

整理番号 1 番。計画変更。こちらは農用地区域内の用途変更に当たります。土地の所在が玉城，後袋〇〇，畑，面積 1,334 m²。こちらは自作地です。申出人が瀬名にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇氏。変更の理由はそちらに作業場と業務用車両，社員用駐車場，冷蔵庫，コンテナ置き場，仮設トイレ置き場を作るためとなっております。

こちらは土地の所有者も株式会社〇〇です。今回は添付資料といたしまして農用地利用計画変更申出書というのが次のページにあります。代理人の行政書士である福山氏が申出書を提出しております。2 枚目が事業計画書。当初所有地が集約化されている農地内にあるこの申請地に作業場，花き選花，集出荷場，そして駐車場，冷蔵コンテナ置き場を建築設置することで，効率的な農業経営をすることができるとこの申請地に選定した理由が書かれております。資金計画といたしまして建築費が〇〇円，電気工事が〇〇円としまして必要経費が〇〇円です。それに対して資金調達計画なのですが，こちらは現在日本政策金融公庫の方へ申請をしております。

次のページに平面図が出されております。その後ろに構図ですね，真ん中の方に申請地があります。

こちらの〇〇は平張を作っているのですけれども。その隣接している土地と道を隔てた手前の畑も〇〇が平張を設置してソリダゴを作っております。

現在瀬名に集出荷場，倉庫等があるのですが，そちらから移動するのに片道約 20 分と凄く時間がかかるため削減したいという申し出になっております。

地図を出します。

〇〇は農地所有適格化法人になっておりまして，毎年定期報告もされております。一面平張で今申請地の方にも立っているのですけれども，今回用途変更が終わりましたら農地転用の手続の申請が上がって来ます。

土地改良区からはまだ回答が来ていませんが，関係団体の耕地課及び JA の 2 社からは今回の議案に関して問題ありません，支障はありませんと回答をいただいております。

こちらは昭和 54 年 3 月 24 日土地改良法による換地処分で土地改良事業がされているようです。耕地課から水田転換事業というのが玉城と和，後蘭地区に事業が入っていたということを伺っております。8 年以上経過しているのでその辺りも問題ないかと思います。以上で説明を終わります。

○野村会長

はい。何か質問はありますか。質問がなければ採決をしたいと思います。

承認をしていい方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数です。

それでは次にいきます。

議案の第 54 号。農地法第 3 条の規定による許可について。

農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議を求めます。

説明をお願いします。

○先田局長

はい。申請番号 1 番。無償による所有権の移転です。土地の所在が古里，前ノ俣〇〇，畑，農振地域です。面積が 4,794 ㎡。渡人が大阪府にお住まいの〇〇氏，受人が知名町にお住まいの〇〇氏です。贈与です。

続いて申請番号 2 番。有償による所有権の移転です。土地の所在が古里，与名増〇〇，畑，農振地域です。432 ㎡。他 1 筆，合計 2 筆。全面積 2,392 ㎡です。渡人が千葉県にお住まいの〇〇氏，受人が古里の〇〇氏です。経営規模の拡大です。

以上 2 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため許可要件をすべて満たしていると思われます。

審議をお願いいたします。

○野村会長

はい。それでは 1 番から，里村委員何かありますか。

○里村委員

〇〇氏ですが，〇〇氏は従兄弟になるそうですずっと面倒を見ており，何かあったときは助けていたのですが，この方は親の介護で大阪に行って返ってくることがないということで，今までお世話になったから自分名義にして譲ると今回申し出がありました。

〇〇氏は息子もいまして，一緒に畑をやっています。結構綺麗に畑も身の周りも整えているので大丈夫だと思います。

以上です。

○野村会長

はい，2 番目。

○里村委員

〇〇氏の件も同じで，基盤整備をしてからとずっと〇〇氏の親父がその畑を借りて耕作しており，この方も島外から帰ってくる意思はないみたいなので，今まで耕作してくれた〇〇氏にその畑を使ってもらいたいということで契約ができました。〇〇氏は畑を常に大事にする方なので大丈夫だと思います。

○野村会長

はい。1 と 2 について何か質問ありますか。なければ 2 つ同時に採決をしたいと思います。

挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数です。

次，議案の第 55 号。農地法第 5 条の規定による許可について。

農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議を求める。

○名越係長

〇〇氏から、株式会社〇〇が土地を借りて作業倉庫や作業所を作ると申請が上がって参りました。この土地ですが、現場を見に行きましたらすでに倉庫と作業場の方は建っており、追認という形です。また残りの土地に関しましては、駐車場や資材置き場を建築したいということで申請が上がってきております。こちらは農用地区域内ですので農業用施設用地として利用変更、農用地利用計画指定用途の変更ということで上がってきております。申請地は役場から北東へ約 5.2 kmに位置しています。東側には宅地が隣接しており北側に集落が形成されています。南側に 10ha 以上の農地が広がっております。

所在地が国頭、前川〇〇、面積が 1,584 m²です。こちらの申請地は農用地区域内農地であるが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途、農業用施設に該当します。なお代替地も検討したが、交渉が不成立になるなどの理由のため適当な場所が見つからず、申請はやむを得ないものとして認められます。資金の調達につきましては、金融機関からの残高証明書等により資力が確認できることから、転用目的の実現は確実と認められます。

また申請地内に農地法第 3 条の第 1 項本文に掲げる権利を有するものはいません。

申請人はマンゴーを主体とした農業経営を行っており、今回申請地に事務所、作業所、倉庫、資材置き場などを新築するもので実現可能と認めます。

5、6 は特になし。7 は事業所や倉庫、作業所等を建設する面積として全体で 1,584 m²であり配置図から見ても適当であると認められます。9 は被害防除計画記載の措置をとるため支障はないものと認められます。総合的な意見としましては問題ないかと思われます。

申請書につきましては 11、12 ページ。事業計画については 13 ページ。追認ですので事由書が 14 ページに載っております。15 ページに航空写真、16 ページには現場確認に行ったときの写真を載せてあります。

続きまして農地法第 5 条の規定による許可について。今度は一時転用です。

まず 1 件目、今回〇〇氏の土地を株式会社〇〇が進入路と作業場として使うということで一時転用の申請が上がってきております。

申請書が 18 ページ。事業計画書が 19 ページ。20 ページに被害防除計画と契約書がそれぞれ載っております。22 ページに地図が載っております。〇〇氏の祖父の土地になるので相関図を載せております。過半数の同意を得られたので 3 年間の契約です。祖父〇〇氏のお子さんである長女と三女、四女と三男からも同意をいただいております。二男は亡なられていましたが奥様とお子様 5 人中 4 人に同意をもらっておりますので、過半数の同意となっております。

この進入路として使う土地ですが土地の 3 分の 1 程が他の方の土地も入っていきまして、こちらの部分も申請を行っていただいております。こちらの土地は未相続農地ですので代表が〇〇氏、手続きをする方は株式会社〇〇です。地図が 28 ページに載っております。今回許可をいただいたのが相関図に載っている亡くなった長女の旦那さんとお子様 3 人のうち 1 人と次女から同意をいただいております。

農地法第 5 条の手続きについてはこちらの 3 件です。

審議をお願いいたします。

○野村会長

それでは戻って 55 号から。

今井委員何かありますか。

○今井委員

現地の確認をさせていただきました。15 ページの地図がありますが、隣の建物との境界がこの地図では隣の倉庫にかかっているように見えていたので杭を確認したら斜面の方にちゃんと杭が打っており、境界線の方も大丈夫でした。

あと隣に大きな畑がある侵入路の方も気になりましたが、反対側からの進入道路だったのでそれらの点は問題がないことは確認しました。

今回の申請はその倉庫は建っている上で残りを資材置き場等にする申請のため、倉庫については事由書もついているようですし、今後この申請に反して建物が建つようなことがないように確認していきたいと思っています。

以上です。

○野村会長

はい。何か質問ありますか。

○皆吉委員

13 ページの大きな 3 の土地利用計画と工事計画のところの造成工事着工の日付はこれでいいのでしょうか。造成工事の方が後になっていて建築工事が先になっているのはよろしいのでしょうか。

○名越係長

この案件ですが先に倉庫の建築はすでに終わっており、今から駐車場と資材置き場を造成するため日付が前後している形になっています。

○皆吉委員

はい。わかりました。

○野村会長

よろしいですか。他に何か質問等ありますか。なければ採決をしたいと思います。
許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数です。

続いて 56 号。何か村山委員何かありますか。

○村山委員

現地確認をいたしました。今回出城地区の採掘は農地の復元を伴う工事ではなく、既存の進入路を使用することと現時点では問題点はないと思われます。

疑問なのですが、19 ページの手書きの部分の 3 行目に農地にするためとあります。平面図はありますが、どのような農地になるのか何一つ示されておりません。工事の終了時の目安となる縦横の縦断図が必要になるのではないかと思います。今後はそのようなものを提出していただくわけにはいかないのでしょうか。提案として述べさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○名越係長

農地法は畑の許可ですので、今回は山林を切り崩すための進入路と作業場ということで申請が上がっているため、必要ないかと思うところです。そして、この事業計画に書いてある山林を畑にするというのは、実際になって作業が終わってみないとどのぐらいの大きさの畑になるのかわからないと思います。

○野村会長

村山さんどうぞ。

○村山委員

今回は農地ではありませんので該当はしないと思います。ただ前例もありますように断面図がないままどれだけ深く掘るのか、畑が仕上がるのかも全くわからない状態で終了期間も定まらないという状況になっておりますので、今後のためにも今提案しています。

この案件に何か意見があるとは申ししておりません。ただ今後のためにそのような縦横の断面図が必要になるのではないかとということで提案させていただきます。

以上です。

○野村会長

今の話では農地になったときの想像図でもいいので欲しいということですか。私としては下手に未完成の想像図を提起しないほうがいいと思うのです。

どういう状態で畑になっていくのか全く想像ができていない段階で、それを作成してここに出すと大きくずれる等あれば問題になるのではないのか。そういう印象を受けます。意見がありましたらお願いします。

はい村山委員。

○村山委員

この件をタブレットで色々検索してみますと、他の市町村は復元図みたいなものを提出するのが義務づけられているようです。今回の場合はそこまで求められないと思いますが、こう何遍も出てきますと、畑であった部分はある程度どのような仕上がりになるかわかるようなものを出していただければ、土地の提供者も安心感があるのではないかと思います。全く示されないうままで9月に皆さん方に現地視察をしていただきましたが、10m余るような深さで掘り下げられていたら不安でしょうがない、周りの人たちもいつ終わるのだと不満の声が出てきます。ある程度でいいと思うのですが、そういった図面の提出はどうしても必要になるのではないかと考えています。

以上です。

○野村会長

はい。わかりました。

農地に使えない状態で復元しても駄目ですので、最後は農地に適する状態に復元するという条件が入っていると思います。農地だから私達はある程度の口は出せると思うのです。その辺は今後考えていきたいです。

そういうことでよろしいですか。それでは採決をしたいと思います。

56号の許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので許可をしたいと思います。

それでは次にいきます。

議案の第57号。農用地利用集積計画基盤法zの作成について。

農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次の通り審議を求める。

○名越係長

相対による賃貸借です。

申請番号1番。内城、石橋〇〇、畑、面積218㎡。こちらは新規の使用貸借になりまして畦布の〇〇氏から、玉城の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年1月1日からの10年間です。

申請番号2番。内城、友竿〇〇、畑、面積1,061㎡、他1筆、合計2筆、全面積1,760㎡です。こちらは新規の契約になりまして、内城の〇〇氏から、内城の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年1月1日からの2年間です。

申請番号3番。内城、石橋〇〇、畑、面積442㎡、他1筆、合計2筆、全面積989㎡です。こちらは新規の使用貸借になりまして、大城の〇〇氏から、畦布の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年1月1日からの10年間です。

では引き続き議案第58号も続けていきます。

申請番号1番。国頭、手附〇〇、畑、面積92㎡、他1筆、合計2筆、全面積176㎡です。こちらは新規の使用貸借になります。所有者は2人おりまして国頭の〇〇氏と国頭の〇〇氏です。受入は国頭の〇〇氏です。こちらは新規の契約になりまして。令和7年2月28日からの5年間です。

申請番号2番。国頭，伊西〇〇，畑，面積1,866㎡，他1筆，合計2筆，全面積4,468㎡です。こちらは新規の賃貸借になりまして。相続未登記地です。契約はお子さんです。受人は国頭の〇〇氏です。契約期間は令和7年2月28日からの10年間です。

申請番号3番。喜美留，筒岩〇〇，畑，面積2,845㎡です。こちらは新規の賃貸借になりまして高知県にお住まいの〇〇氏から，国頭の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年2月28日からの6年間です。

申請番号4番。永嶺，田尻〇〇，畑，面積1,760㎡，他6筆，合計7筆。全面積13,965㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして，千葉県にお住まいの〇〇氏から，知名町にお住まいの〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年2月28日からの10年間です。

申請番号5番。喜美留，上原〇〇，畑，面積55,8㎡，他4筆，合計5筆，全面積5,258㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして，東京都にお住まいの〇〇氏から出花の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年2月28日からの10年間です。

そして申請番号6番以降は集積協力金関係による皆川と後蘭の集積です。先ほど別紙でお配りした紙がありますが，5件ほど契約書がまだ届いてないため今回は外そうということだったのですが，公社に確認しましたら一応農業委員会の承認を受けてないと2月28日でできないということでした。公社に送るまでに契約書が届いたら大丈夫ということなので追加で件数を挙げさせていただきます。

集計した筆数と面積だけ紹介させていただきます。

後蘭が18筆。全面積で35,938㎡です。

皆川が221筆。全面積で363,615㎡です。

こちらの2月28日開始の契約で今年度の機構集積協力金交付事業の契約はすべて終了となります。

審議をお願いします。

○野村会長

お疲れ様でした。それでは公社の5番からいきたいと思います。大里委員。

○大里委員

〇〇氏と〇〇氏は親戚関係にありまして，〇〇氏から知り合いの方に貸したいと聞いていたため親戚関係の〇〇氏はどうかと話をしました。

よろしくお願いします。

○野村会長

はい。質問ありますか。

それでは57号の1番からいきたいと思います。村山委員。

○村山委員

はい。説明させていただきます。すべてみなしの解消です。2番目の〇〇氏と〇〇氏については2年間の短い期間です。〇〇氏は目が不自由で中々長い期間はできないだろうと2年間といたしました。畑は台帳上〇〇氏が借りていた状態ですが，〇〇氏は亡くなったお父さんがこれを解消しないまま〇〇氏に貸してローズを作っていたもので私も中々気づかず，どうすべきか事務局にも相談したところ，もう変えていいということで〇〇氏に2年間借りていただくようにしました。

以上です。

○野村会長

それでは57号に他に質問がなければ採決をしたいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので許可をしたいと思います。
続いて 58 号。新規の方の説明をお願いしていきます。1 番。

○東委員

この畑は昨年まで〇〇氏ではなく別の方が耕作されていました。その耕作していた方は〇〇氏のいとこの方にここを使っていいと言われみなしで借りていたみたいです。ところが〇〇氏はまた違う方からここは自分の土地だからここを使っていいと言われたと話しており、今年の夏にサトウキビを植え付けしてありました。その後昨年まで借りていた方が植え付けに行くと何故かサトウキビが植えてあると話になり、色々調べたら本当の持ち主は〇〇氏と〇〇氏でしたので、その2人に確認をして〇〇氏に貸していただくことになりました。この土地は隣が飛行場になっているのですが、もともと大きな畑だったところ滑走路を作るときにそちらの方にまわしたために残っていた部分で、どちらも面積的に小さいので管理さえしていただければそれで良いとのこと。今回使用貸借をきちんと結んだ方が、後々大変なことにならないという事でこのような形になりました。

以上です。

○野村会長

はい。わかりました。2 番目をお願いします。

○東委員

以前〇〇氏から借りていた方が、ここでローズを栽培していましたが、規模的にここまではもういらないということで、誰か畜産されている方にそのまま引き継いでもらえたらローズも無駄にならないのではないかとお話がありました。〇〇氏は畜産をしていて、畑はどんどん借りたいということでしたので〇〇氏の方にあっせんしました。

以上です。

○野村会長

続いて 3 番。今井委員。

○今井委員

はい。
3 番は相対から公社へ載せ替えです。

○野村会長

4 番は相対が切れて公社に載せ替えをしました。以上です。

あとは集積ですのでいいかと思います。皆川と後蘭も間違いとかありませんね。なければ採決をします。

許可をしていいと思いますか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。

次に行きます。

議案の第 59 号。農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について。

農地移動適正化あっせん事業要領第 9 条に基づくあっせんの申し出があったので別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

はい。売りたいのあっせんが出ております。

整理番号1番。出花，曲窪〇〇，畑，面積1,855㎡，他4筆，合計5筆，全面積8,781㎡です。申出者は出花にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場となっております。今回出た土地で出花のサラキ山〇〇と伊延原〇〇の位置に抵当権がついておりましたが，昨日電話で連絡ありまして，抵当権を外す手続きを進めているということなので売買が決まるまでには外れると思います。

○野村会長

はい。相場から決めていきたいと思います。川畑委員。

○川畑委員

この地区は海の近くなので相場が大体〇〇円です。土地の条件もあるので〇〇円から〇〇円でいいかと思います。

○野村会長

松田委員。どうですか。

○松田委員

これで大丈夫だと思います。

○野村会長

相場は〇〇円から〇〇円ということできたいと思います。あっせん委員は伊延と出花をお願いします。

今までここで終わっていましたが，本来はあっせん候補者を指名していかないといけないということです，皆さんの手元に冊子が配られていると思います。これを参考にしてあっせんをしてくださいということみたいです。

○川畑委員

今まではまずあっせんをかける時に耕作している人に一番に声をかけていました。

その人があっせん名簿に入っていたらOKという感じのとらえ方だったのですが，そうではなくてこれからはその耕作している人があっせん譲受人に入っていなかったら，あっせん譲受人名簿に入れる手続きが必要になるということですかね。はい，わかりました。

○野村会長

質問ありますか。

○先山主査

今，川畑委員の質問があったのですが。国の農地適正化あっせん事業というのを活用して農業委員があっせんをしているのですが，誰にあっせんするのかあっせん譲受候補者名簿を作成しないといけないと要領にありまして，今回の議案と一緒に入れています。今回のようにもしそのあっせん譲受人候補者名簿に載っていなかったらまず載せることが第1です。

今回その要領の中で変わったところがありまして，地域計画がありますよね。地域を担っていく名簿の中に入っていればそちらにも必然的に入るため，地域計画でほとんど皆さんが入っております。問題はないかと思いますが，農業委員会としてはあっせん名簿も作らないといけないため，今回皆さんに見ていただいて抜けている方がいましたら，見直しという形で教えていただいてこちらで追加していくという形になります。流れ的にはあっせんする方が名簿に載っていないといけないというのが最初の条件になりますのでよろしくお願いします。

○野村会長

はい。他に何か質問ありますか。

○先山主査

年に1回は見直しをして、皆さんに見ていただいて、修正したところをもう一度審議していくという流れだったのですが、急ぎだった場合は会長と事務局の専決でよければこちらでも修正するという形になる。

○野村会長

農業されている方はほとんど地域計画に入っているはずですが、農業委員会としてはあっせん名簿にも載せた方がいい。基本的にはそういうことですよね。そうであれば議案に持ってきて審議するよりも、あっせん名簿や地域計画の中に入っている人であれば今言われたように事務局と私で判断したらどうですか。

59号の採決を取ります。

(全員挙手)

はい。賛成多数です。

今後そのようにしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次。議案の第60号。農地台帳のみなしの取り扱いについて。

これは10月のこの場でも提案をしてありました、台帳から知名町の土地とみなしを消すことに関する皆さんの意見の聴取です。みなしの分は借地証明書を発行しますので、それをもって免税の手続きには利用できるということですが、特に境界線のところにいる方は知名町の畑が結構あると思うのですが、皆さんの考えを聞きたいです。今回もし推進の方で意見がありましたらお願いします。

何もないですか。

○川畑委員

すいません。免税軽油については詳しいことはよくわかりませんが、みなしだと出来なくなるので契約しましょうという話じゃなかったですか。今みなしでも耕作面積は合計で出ていると思います。確かみなしの人の名簿が配られたのではないかなと記憶しているのですが、今後はもう証明のような形で出してもらえるとということですね。

○野村会長

申請してくれば借地証明書を出すということですね。そうじゃないの。

○名越係長

借地証明書に関しましては農業委員会を出すのではなく、その借り主と貸主が、この土地でこの期間していますという契約に第三者の立会人ということで、農業委員や推進員の署名捺印が必要ということですね。皆さんに年に1回利用状況調査とかで畑を見て回っていらっしゃるで、誰がこの畑を使っているか分かります。間違いなくこの土地はこの人が耕作しているという証明書を第三者の立場として証明していただく形になります。

それを出していただければ、免税軽油を受け入れるということで県税課の方に確認してあります。一筆一筆出さないといけないので大量に借りている方は大変だとは思いますが、その証明書があれば免税軽油を認めますという話でした。

○村山委員

事務局で様式があるのですか。それとも本人たちで作るという意味になるのですか。

○名越係長

いえ、様式は農業委員会の方にありまして、参考で10月の推進会議の資料の中にも入れていました。複数の行がある様式も事務局のパソコンに保存されているのを確認しましたので、もし必要であればこちらで準備してお渡しすることはできます。

○村山委員

それはもう個人でこれをもらいに来るのですか。農業委員がこれをもらいに来るわけじゃないですか。自分の仕事としてどこまでが範囲がよくわかりません。

○川畑委員

書類は農業委員会にあるので個人で取りに行ってくださいという形にすれば、私たちの見える活動になるってことですよね。申請する人にサインを頼まれた時に、書けばいいという感じにとらえています。それで大丈夫ですか。

○野村会長

大丈夫だと思う。立会人は区長さんでもいいと言われたと思うのだけどうですか。

○名越係長

立会人はできるだけ農業委員会など責任のある人を選んでくださいとなっているので、区長さんでも構わないと思います。畑なので農業委員、推進委員の印鑑が最初にあった方がいいのかなという話ではあると思います。

○野村会長

一番下にカッコ書きで農業委員、推進委員と書いていますよね。

それを一般の農家さんに渡すと、誰もが農業委員会のみだと勘違いすると思うので、そこにあと対象になる区長さんやその他の役員と文面を入れてくれたら、100%が我々にかかってくることはないかと思いますがどうですか。そういう文を作ってもらいます。そういうことでお願いしましょうか。

○今井委員

その契約を結ぶ段階で所有者と耕作者となっていると思うのですが、土地とか所有者が亡くなっている場合はどこまで印鑑がいるのですか。

○名越係長

一応契約は相続人の過半数となっています。

旦那さんが亡くなっていたら奥さんと子供さん1人で過半数になるのですが、今までのみなしのことを考えると登記をしておらず祖父のままという事もあるので、そこが難しいかと思い今まで中々消してこなかったというのも要因ではあります。貸借に関しては過半数の同意があればいいと決まっているので、未相続の畑を借りている場合に関して印鑑は相続人の過半数いるのかなとは思っています。

○川畑委員

この話をしたのが話を聞いていく中で借りている方は契約をしてもいいけど、所有者の方が契約して印鑑をもらうとなると、果たしてこの人が代表でいいのかと問題になりかねない。

○名越係長

地元にいる人に管理をお願いしているという場合もあるのでそこが難しいです。

○川畑委員

みなしを台帳から外す場合には、農業委員会の管理としてはこの畑は誰が使っているのかデータは残っているのですよね。ただ台帳から外される話で。

○今井委員

今まではこの畑はこの人が使っているというデータがあると思います。その全部が消されてしまうと自分が持っている知識だけで今後活動するのは難しいと思います。国頭は面積が多い

ので。

○野村会長

最終的にデータは農業委員会の台帳に残るのですか。

○名越係長

知名町を見てもその他は載ってない、和泊町の畑も載ってないです。知名町はもう徹底して台帳には載せてないのだろうと見受けられます。

○野村会長

そういうことでちょっとややこしいみたいだけど。来年度にかけて外してみましようか。

○村山委員

知名町の畑は台帳から外すとありますが、後蘭や谷山もそうですけども知名町と接しているところがたくさんあります。入り組んでいて、境界線もわかりにくい。これだけの年数をやってきたからある程度分かるようになりましたが、自分も知名町の畑を借りていますがこれから先どのような扱いをすればいいのかわかりません。知名の土地はどのような対応をすればいいのですか。

○野村会長

耕作証明書や台帳は知名町に行って取るということになります。

他に何かありますか。事務局にお願いしたいのですが、みなしの部分の借地証明書に関して契約の有無でそこまでガソリンスタンドが求めているのかどうか。

この免税はガソリンスタンドと我々の契約になっているのかな。全体の面積に応じて決まるのですが今までみなしの部分も入っていて、その面積で通ってきたわけですね。今回みなしを台帳から外してその借地証明書を出した時に、ちゃんとした正規の契約書がないと駄目だと言うのをガソリン関係が求めなければ、借地証明書はただ耕作者と所有者でいいのではないかなと思うのだけど、その辺を一応確認してみからですね。そうなると地主さんからもらいにくいところは結構マイナスになると思いますが、どう思いますか。

○名越係長

免税軽油ですが、免税軽油は税の免除なので大元は県税課だと思います。

多分その申請の手続きを代行でしているのがガソリンスタンドです。事務局にもうガソリンスタンドが名簿を持ってくるのですが、この人たちの耕作している面積の証明だけで、本当は自分でしないといけないのをガソリンスタンドが代行をしていますよというもののなので、この借地証明書も提出先はスタンドじゃなくて県税課だと思います。

○野村会長

いいアイディアはありませんか。

とりあえずガソリンスタンドに聞いてみて。それで通らないということになればもう1回考えましようか。

今回はとりあえず知名町の土地を外すということを決めたいと思います。

あとは、事務局に知名町の土地は農地台帳からはずれますという事を、来月の区長会とサンサンテレビで流してもらえないですか。お願いします。

議案の59号はこれで終わりたいと思います。合意解約は目を通してください。

何か質問ありますか。なければこれで終わろうと思います。

次期総会は1月23日和泊町議会議場で行います。議案締切りが1月15日。議案発送が1月20日です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.